

令和5年度



Living History 促進事業

(生きた歴史体感プログラム)

文化資源活用事業費補助金

事業説明書



黄金の茶室での茶会体験（名護屋城）

令和5年6月



目次

I 事業概要

1	Living History促進事業とは	2
2	Living History促進事業の目的	2
3	Living History促進事業の事例	3
4	補助の対象となるには	4
5	補助金交付の対象となる事業期間	5
6	補助率および補助金の支払い時期・方法について	6
7	補助事業の対象範囲	8
8	各費目における単価上限、補助対象範囲等	9
9	その他の補助対象外経費等	10
10	事業の実実施計画と計画策定にあたっての注意点	10
11	評価指標（効果測定）の設定	11

II 応募概要

（別紙「応募要項」をご参照ください）

III 採択決定後の事業の進め方

12	補助金交付申請書の提出	13
13	事業の実施にあたり、補助事業者へのお願い	13
14	交付決定後の支援体制	13
15	実績報告書の提出と補助金の支払い	13
16	成果報告書の提出	13
17	各種書類の提出時期・方法	14
18	交付決定の取り消し	14
19	採択後のスケジュール	15
20	事業全体（5年間の）スケジュールと成果の報告	16

IV 関係法令等

I 事業概要

1 Living History促進事業とは

Living History（生きた歴史体感プログラム）促進事業とは、歴史的背景に基づいた復元行事や展示・体験プログラム等の構築により、文化財を磨き上げ新たな付加価値（歴史の楽しみ方）を生み出す取り組みです。

訪日外国人等観光客が往時のくらしや祭事などを体験し、日本の文化を理解・体感できるようなコンテンツ造成を支援します。



伊賀市周辺「丸山城跡」での忍者文化体験
(丸山城跡)



黄金の茶室での茶会体験
(名護屋城)



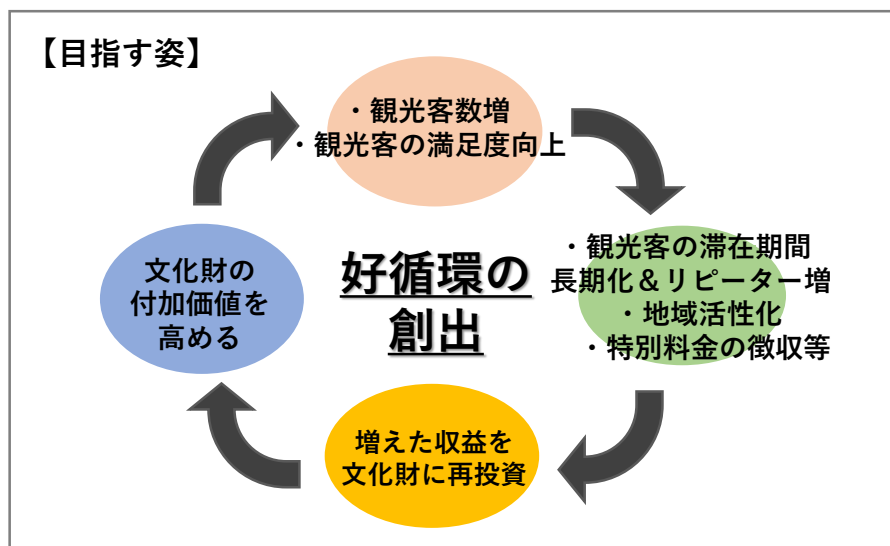
大広間「御対面所」の簾、衣装の再現
(勝興寺)

2 Living History促進事業の目的

文化財を核として賑わいを創出し、増えた収益を文化財の修理・整備や新たな企画に再投資し、さらなる賑わいにつながる好循環の創出を目的とします。

必ずしも観光客（特に外国人観光客）にとって往時が分かりやすい形で公開されていない現状のなか、「Living History」という欧米ではすでに確立されている歴史の楽しみ方を日本にも普及させ、文化財が観光の一つのテーマとなるよう体験プログラム事業を育て上げ、地域全体の魅力向上につなげます。

そのためには、観光部局や民間事業者と連携しつつ、文化財の所有者・管理団体等が自律的に文化財の修理・整備を行うモデル作りが必要で、そのための支援を本事業を通して行います。



3 Living History促進事業の事例

姫路城を活かした歴史体感プログラム事業<姫路市>

核となる文化財：姫路城

姫路城にて江戸時代の大名のくらしを体感するプログラムを開発する。姫路市では、姫路城の保存継承に努めるとともに、姫路城を中心とした都市型観光の推進と滞在型観光へのシフトを目指し取組を進めており文化財の特別公開などを通じた誘客を進め、経済の好循環を図る。

<実施概要>

「千姫姿絵」の絵画等に基づき復元制作した千姫・忠刻の衣装等を再現した展示および着装体験を行った。また、絵図を基に大名行列の衣装や道具類を制作し、姫路城での大名行列の再現にも取り組み、往時の様子を見学者に体感してもらう。



大名行列（写真は従来のイベント）

芸術を生み出す縄文文化体感プログラム事業<十日町市>

核となる文化財：新潟県笹山遺跡出土深鉢型土器（火焰型土器）

国宝火焰型土器の出土遺跡である笹山遺跡にて、縄文文化を体感するプログラムを開発する。2020年6月に開館した十日町市博物館と笹山遺跡を結んだ縄文文化体感プログラムを整備し、外国人観光客を含め、ターゲット層を絞った誘客を図る。

<実施概要>

「十日町縄文ツアーズ」と称した半日プログラムでは、主に食体験を通じて自然と一体だった縄文人の生活感を追体験する。

火焰型土器の食物残滓等の最新研究に基づき、縄文時代の食料と料理を復元したメニューを開発、提供。復元竪穴住居内での調理実演を行うほか、衣服着用体験や縄文採集及び狩猟体験などを行う。



火焰型土器を使った調理体験

画像提供：十日町市博物館

津和野藩校養老館を活かした歴史体感プログラム事業<津和野町>

核となる文化財：藩校養老館

江戸時代の津和野藩校養老館で、武士の子どもたちが学んでいた学問や武道を体験するプログラム。現存する藩校の建物を活用して、施設見学だけでは感じられない、幕末頃の藩校養老館の様子を追体験させる企画で誘客を図る。

<実施概要>

武士の学問の基礎とされる漢書（「論語」）の素読体験では、江戸時代にも学問の場で使用されていた書見台を利用し、学びの様子を再現させている。また、古武道体験では、津和野藩で実際に教えられていた北窓流という流派の杖術（棒術）の体験を行う。



書見台を利用した論語の素読体験

4 補助の対象となるには

補助対象となるには、下記(1)～(3)の全ての条件が整っている必要があります。

(1) 補助の対象となる者（補助事業者）

対象者は、法人（地方公共団体、民間団体等）又は、DMO等によって構成される協議会等（以下、「補助事業者」という。）とします。

協議会等は、補助対象事業を実施するために必要な運営上の基盤を有する、次の4つの要件を満たすことを条件とします。

【4つの要件】

- ・ 定款に類する規約を有すること。
- ・ 団体の意志を決定し、執行する組織が確立していること。
- ・ 自ら経理し、監査する会計組織を有すること。
- ・ 活動の本拠となる事務所等を有すること。

(2) 補助の対象となる地域

補助対象となる地域は、次の①～③全てを満たすこととします。

【補助の対象となる地域】

- ①文化財の所在する市区町村が、
 - ・ 令和5年度観光振興事業費補助金交付要綱第1章第2条二に基づく指定市区町村（※）
 - ・ 日本遺産の構成文化財が存する市区町村
 - ・ 世界文化遺産の構成資産が存する市区町村
 - ・ ユネスコ無形文化遺産が公開される市区町村のいずれかに該当することを原則として、さらに近隣の外国人観光客が多く来訪する施設（文化財に限らない）とのルート設定等の連携がとれていること。
- ②対象文化財群に来訪する外国人観光客の入れ込み数の目標値及び計測方法を設定していること。
- ③対象文化財群又はその周辺において、WiFi、多言語、キャッシュレス対応や洋式トイレ等のいずれかの受け入れ環境の整備が出来ている又は事業年度中に整備する計画があること。

（※）令和5年度観光振興事業費補助金交付要綱第1章第2条二に基づく指定市区町村とは

「観光振興事業費補助金交付要領」の別添 令和5年度観光振興事業費補助金交付要綱第1章第2条二に基づく指定市区町村一覧 (<https://www1.mlit.go.jp/kankocho/content/001601238.pdf>) に掲げるとおりとします。

(3) 補助対象事業の要件

本事業では、重要文化財建造物や史跡等の文化財に新たな付加価値を付与することで、収益の増加を文化財の修理等の再投資につなげ好循環を創出するためのコンテンツ開発の取組みを支援します。

歴史的背景に基づき往時を再現した復元行事や歴史体験プログラム事業のほか、当時の調度品や衣装等の再現等により当時の生活を再現するなど、訪日外国人観光客等が日本の文化を理解・体感できるような事業等が含まれます。

【主な要件】

- 対象は、国指定等文化財を核としたもの
- 対象となる文化財に、文献や絵画等の史料や研究資料等に基づいた付加価値を付与すること
- 実施プログラムの内容については、外国人観光客を含む参加者がわかりやすい解説を行うこと

【代表的な取り組み事例】

- 歴史的な出来事等、文献等の記録から再現した復元行事（AR等での再現を含む）
- 歴史的な出来事等に基づく体験プログラム事業（往時の衣装を復元し着用する体験、古代の食の復元 等）
- 当時の衣装や往時に使用された調度、道具類の復元及びこれらを活用した展示（AR等での再現を含む） 等

5 補助金交付の対象となる事業期間

採択の通知日から令和6年3月31日までの間（予定）

6 補助率および補助金の支払い時期・方法について

補助金の額に上限はありませんが、補助対象経費の1/2を限度とします。

ただし、持続的な実施によって観光客の増加および満足度の向上に高く寄与すると認められ、補助事業者の財政状況、事業の集中投下及び事業の遂行による収入額等を総合的に勘案して特に必要と認められる場合には、補助対象経費の2/3を交付の上限として、予算の範囲内で補助金の額を調整します。

【特に必要と認められる場合】

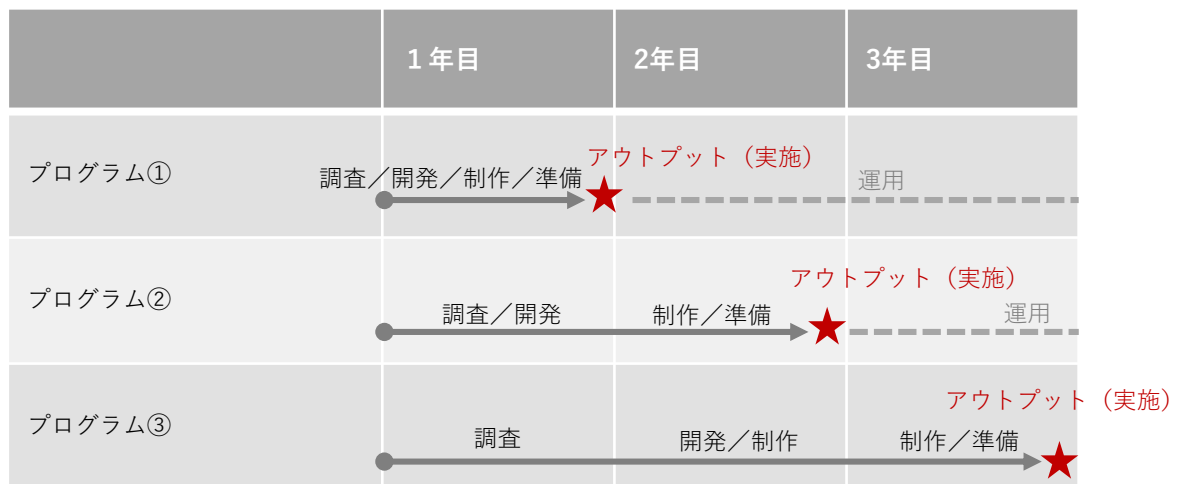
	項目	必要な要件	補助率の加算
1	文化財の活用に取り組んでいる自治体	<u>文化財保存活用大綱、文化財保存活用地域計画、歴史文化基本構想又は歴史的風致維持向上計画</u> を策定している地方公共団体の域内において実施される事業である場合	+ 5 %
2	補助事業者の財政規模について、右記の指数が一定の割合である場合	(ア) 地方公共団体の場合 = <u>財政力指数が 0.5 以下</u> ※ 財政力指数 = 地方交付税法（昭和25年法律第211号）第14条及び第21条の規定により算定した基準財政収入額を同法第11条及び第21条の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値	+10%
		(イ) (ア)以外の場合 = <u>事業規模指数が 0.1 以上</u> ※ 事業規模指数 = 補助対象となる総事業費 / 補助事業者の財政規模 ※ 当該補助事業者の財政規模 当該事業を実施する日の属する会計年度の前々年度以前3会計年度の平均収入額（実績がない場合は当該年度の収入見込額）	+10%
3	観光振興事業者との連携	協議会等に観光庁に登録された <u>登録観光地域づくり法人（登録DMO）</u> が参加している場合	+ 5 %
4	他事業との連携	当該年度に、 <u>他の国際観光旅客税を充当する事業と連携</u> して実施することを計画している事業である場合	+ 5 %
5	文化観光推進法に基づき認定した拠点計画及び地域計画との連携	文化観光拠点施設を中核とした地域における <u>文化観光の推進に関する法律の認定を受けた拠点計画又は地域計画に基づく事業又は当該事業と連携</u> して実施することを計画している事業である場合 ※なお、本項目を適用する場合は項目3を適用しない。	+ 5 %
6	開発するプログラムの数	<u>3つ以上のプログラムを開発</u> する場合（※次頁参照）	+ 5 %

補助金の支払時期は、原則、補助事業完了後、実績報告書をもとに「Living History促進事業」事務局及び文化庁において内容を審査し、補助金の額を確定した後、文化庁から直接支払います。

<参考> 3つ以上のプログラムを開発する場合

- ・補助事業期間は1年としますが、複数のプログラムを開発する場合には最長で原則3年とします。ただし、補助事業の採択は年度ごとに審査の上、行いますので、初年度の事業が採択されたとしても、次年度以降の採択・補助金の交付を保証するものではありません。
- ・また、複数年の補助事業期間を設定している場合は、必ず事業年度毎に、少なくとも1つのプログラムを実施することが必要です。

例) プログラム3つの場合



(事業費の例)

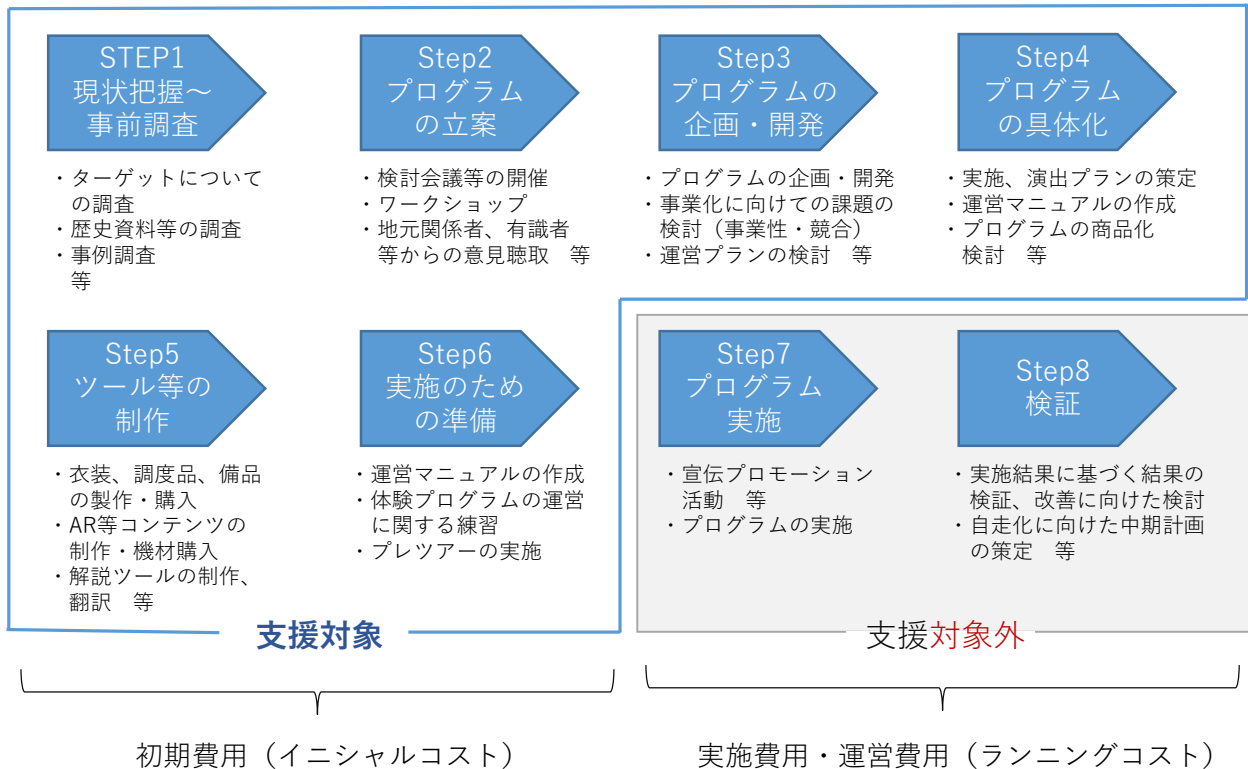
	1年目 事業費	2年目 事業費	3年目 事業費
プログラム①	700万円		
プログラム②	200万円	800万円	
プログラム③	100万円	200万円	1,000万円
補助対象の事業費 計	1,000万円	1,000万円	1,000万円

※3つのプログラム開発になるので1年目~3年目の補助率は5%UP し最低でも55%になります。

7 補助事業の対象範囲

「Living History」の体験プログラム開発に関わる費用が支援の対象になります。
体験プログラムの実施や運営に関わる費用は対象外です。

【Living History事業のワークフローイメージ】



【補助対象となる範囲】

区分	内容	
(1) 調査	<ul style="list-style-type: none"> ●マーケット調査 <ul style="list-style-type: none"> ・ターゲットについての調査 ・類例調査等 	<ul style="list-style-type: none"> ●時代考証の観点 <ul style="list-style-type: none"> ・歴史資料等の調査 ・事例調査 ・時代考証の専門家招聘等
(2) プログラム開発	<ul style="list-style-type: none"> ●事業開発 <ul style="list-style-type: none"> ・検討会議等の開催 ・運営プランの検討 ・収益性、PR計画等の検討 ・商品造成・販売の専門家招聘 ・運営マニュアルの作成等 	<ul style="list-style-type: none"> ●体験プログラム開発 <ul style="list-style-type: none"> ・検討会議等の開催 ・プログラムの企画・開発 ・実施、演出プランの策定等
(3) ツール等の製作	<ul style="list-style-type: none"> ・プログラムに基づく衣装・調度品・備品の制作・購入 ・プログラムに基づくAR等のコンテンツ制作・機材購入 ・プログラムを理解する解説ツール、翻訳（説明台本、解説文等の制作、解説パネル制作等）等 	
(4) 実施のための準備	<ul style="list-style-type: none"> ・体験プログラムの運営に関する練習 ・ナビゲーター育成のためのセミナー（講演は対象外） ・プレツアーの実施等 	

【補助対象外の例】

- ▽プログラム実施に係る経費（パンフレットの印刷及び宣伝プロモーション活動等を含む）
※プレツアアの参加者に配布するパンフレットやチラシは補助対象とします。
- ▽プログラムの検証に係る経費（実施結果に基づく結果の検証、改善に向けた検討、自走化に向けた中期計画の策定 等）
- ▽従前から開催されているイベントの開催にかかる経費
- ▽国指定等文化財の魅力を高めることに関係しない費用 等

8 各費目における単価上限、補助対象範囲等

※赤字は特に注意すべき点 ※単価は見直される場合があります。

費目／細分		注意事項	上限金額
全事項共通		事業の趣旨・目的に沿わない経費、積算根拠が不明確な経費 補助事業者及び協議会等の構成団体又はその構成員等に対する支出は補助対象外	左記は全て全額補助対象外
賃金		本事業のために臨時に雇用する者のみ対象	1,210円／時間
共済費		危険な作業を行う場合のみ対象。雇用に伴う健康保険、年金保険、雇用保険等の事業主負担分は補助対象外	—
報償費	会議出席	有識者による審議、討論等	14,000円／日
	調査	専門家による現地調査	12,000円／日
	指導・実技	技術等の実演、指導等	5,200円／時間
文書作成	原稿執筆	日本語 400字 (A4用紙1枚) 程度	2,040円／枚
		外国語 200語 (A4用紙1枚) 程度	5,100円／枚
	翻訳	和文英訳 200語 (A4用紙1枚) 程度	6,250円／枚
		英文和訳 400字 (A4用紙1枚) 程度	4,380円／枚
		その他和訳 400字 (A4用紙1枚) 程度	4,960円／枚
旅費	交通費	公共交通機関を利用して最も経済的・効率的な区間の実費相当額	—
		実行委員会内の事務会合に係る交通費 特別料金(グリーン料金、ビジネスクラス料金等)、タクシー代、レンタカー代、ガソリン代	全額補助対象外
	宿泊費	真に必要な場合のみ(食事代(パック料金の場合は相当額)は補助対象外)	9,500円／泊
日当		日当及び日当に相当すると認められる定額支給のもの全て	補助対象外
使用料及び借料	<ul style="list-style-type: none"> ・発注予定金額が10万円(税込み)以上の場合、見積書を添付すること。 ・発注予定金額が100万円(税込み)以上の場合、複数者からの見積書を添付すること。契約の際は可能な限り入札により相手方を決定すること。 複数者からの見積書を添付することができない場合は、その理由を添付すること(様式任意)。 ・作業一式を外部委託等する場合は、委託内容及び経費積算の分かる資料を添付すること。尚、外部に委託する場合でも各費目において本表の基準を適用すること。(見積書にも内訳を記載すること。) 		—
役務費			
委託費			
請負費			
需用費	消耗品	<ul style="list-style-type: none"> ・1点10万円(税込)以上の高額物品 ・協力者への贈答が目的の物品(賞状、景品等) ・金券の購入(報償費として支給する場合も含む) 	左記は全て全額補助対象外
		発注予定総額が10万円(税込み)以上の場合には見積書を添付すること。	—

9 その他の補助対象外経費等

費目	注意事項
食糧費	食糧費全般(講師用の弁当、会議用の水等もすべて)
不動産関係費	建物の建設・修繕費、不動産購入費、不動産賃貸費、安全柵等の整備費
補助事業者が当然負担すべき経費	補助事業者の維持管理経費(家賃、光熱水費、電話代、臨時雇用者以外の賃金、パソコン・プリンタの借料、コピー機の保守料、サーバー維持管理費等)、クリーニング代、収入印紙代、印鑑類、構成団体への振込に係る振込手数料等
応募経費	本事業の応募に係る通信費、旅費等
補助期間外の支出	補助対象期間外(交付決定日から完了日の間以外)に実施した事業に係る経費
その他	ポイントによる支払いを行った場合の当該ポイント分の経費

※経費の性質上、上記と同義のものは同様の取扱となります。

※上記に記載の単価は補助金を充当できる上限単価であって、実際の支出単価は、補助事業者において基準を定める等、適切に運用すること。

10 事業の実施計画と計画策定にあたっての注意点

補助事業者は、実施する補助事業の事業計画（交付要望書（様式1、様式2））を作成します。

事業計画には、当該補助事業の採択期間・内容だけでなく、翌年度以降の事業の継続的な実施計画も含めた、事業全体期間を通しての計画を明記してください。

また、補助事業年度内に、開発したプログラムを活用して事業（本番イベント等）を実施することが必要です。（なお、本番イベント運営に係る経費は補助の対象外になります。）

また、事業計画において、補助事業の実施による成果の測定指標と目標値を明確に定める必要があります。補助事業の終了後も、毎年度、補助事業を実施したことによる成果及び成果指標の変化を継続して把握し、4年間は評価を報告いただきます。

【複数のプログラムを開発する場合の留意点】

- 補助事業期間は1年としますが、複数のプログラムを開発する場合には最長で原則3年とします。なお、補助事業の採択は年度ごとに審査の上、行いますので、初年度の事業が採択されたとしても、次年度以降の採択・補助金の交付を保証するものではありません。
- また、複数年の補助事業期間を設定している場合は、必ず事業年度毎に、少なくとも1つのプログラムを実施することが必要です。

11 評価指標（効果測定）の設定

補助事業の実施による中長期的な効果を評価するため、評価指標（測定指標と目標値）を設定します。

補助事業者が設定する評価指標は下の項目から最も近いものを選択した上で、具体的な測定指標と目標値を設定してください。なお、現状値は原則として令和4年度（令和4年度の実績値が確定していない場合は令和3年度）とします。

また、目標値は事業終了から4年後を考慮の上設定してください。測定指標は状況やねらいに合わせて、補助事業者で適切なものを設定いただきますが、検証可能な具体的な指標を用い、目標値を設定するようにしてください。

なお、Living History促進事業（当補助事業）として組み立てたプログラムへの参加者総数、対象文化財群に来訪した外国人観光客数については、必須とします。

【補助事業者で設定する測定指標の例】

- Living History事業として組み立てたプログラムへの参加者総数（必須）
- 対象文化財群に来訪した外国人観光客数（必須）
- 当該地域への観光客数における対象文化財群に来訪した観光客数の割合
- 対象文化財への年間観覧者（国内外来訪者）の総数
- 対象文化財における外国人観光客の満足度（アンケート調査）
- 当該地域における観光事業における総収入額（Living Historyの割合が分かれば、より可）
- Living History関連事業への協賛金の総額、協賛企業の増加状況 等

II 応募概要

※別紙「令和5年度 Living History促進事業 応募要項」をご参照ください。

III 採択決定後の事業の進め方

12 補助金交付申請書の提出

採択が決定した申請者は、採択条件等を踏まえて、「補助金交付申請書」を作成・提出します。補助金交付申請書は、公募の際に作成した交付要望書等を元に、文化庁が指摘する項目を付け加え、「年間業務スケジュール」を添付して提出いただきます。

文化庁にて再度審査の上、内容が適切と認められた場合に補助金の交付決定を行います。詳細は採択が決定した申請者に対して、別途お知らせします。

13 事業の実施にあたり、補助事業者（補助の対象となる者）へのお願い

- (1) 補助事業で作成される資料・媒体（アプリ等）には、原則として文化庁シンボルマーク及び本補助事業名等を掲載していただきます。
(<http://www.bunka.go.jp/bunkacho/symbolmark/index.html>)
- (2) 補助事業の実施にあたり、「日本博」の参画プロジェクトに申請していただきます。
(<https://japanculturalexpo.bunka.go.jp/application/>)
- (3) 令和6年1月頃に実施予定の情報交換会（各補助事業者による取組発表／全国数ヶ所で開催）へのご出席を可能な限りお願いします。

14 交付決定後の支援体制

「Living History促進事業」の進行管理は「Living History促進事業」事務局及び文化庁が行います。

- ・各採択事業の進捗の確認
- ・時代考証やインバウンド視点における専門家の紹介
（補助事業の単価を超える場合は、派遣等に関わる費用は補助事業者の負担となります）
- ・Living History ウェブサイト等への事業内容の掲載
- ・各種問い合わせ窓口の設置
- ・情報交換会の実施 等

15 実績報告書の提出と補助金の支払い

原則、補助事業完了後に提出いただく「実績報告書」をもとに、「Living History促進事業」事務局及び文化庁において内容を審査し、補助金の額を確定した後、4月末までに（補助対象年度翌年）、文化庁から直接支払います。

補助事業の円滑な遂行のため、特に必要と認められる場合には、「概算払」の請求も可能ですので「Living History促進事業」事務局にご相談ください。

16 成果報告書の提出

事業終了後に、「成果報告書（様式3）」の提出を求めるものとします。

「次年度計画書」と併せて、「成果報告書」、「プログラム概要」をご提出いただきます。報告書には添付書類として、事業の内容を示す証拠書類（写し）を添付し、実施した事業の内容が具体的にわかるよう整理のうえ提出願います。

※実績数値が確定し次第、速やかにご提出いただきます。（最終期限：5月）

※詳細については、採択団体に対して別途ご連絡します。

※事業の実施中において、文化庁より必要書類の提出を求めることがあります。

17 各種書類の提出時期・方法

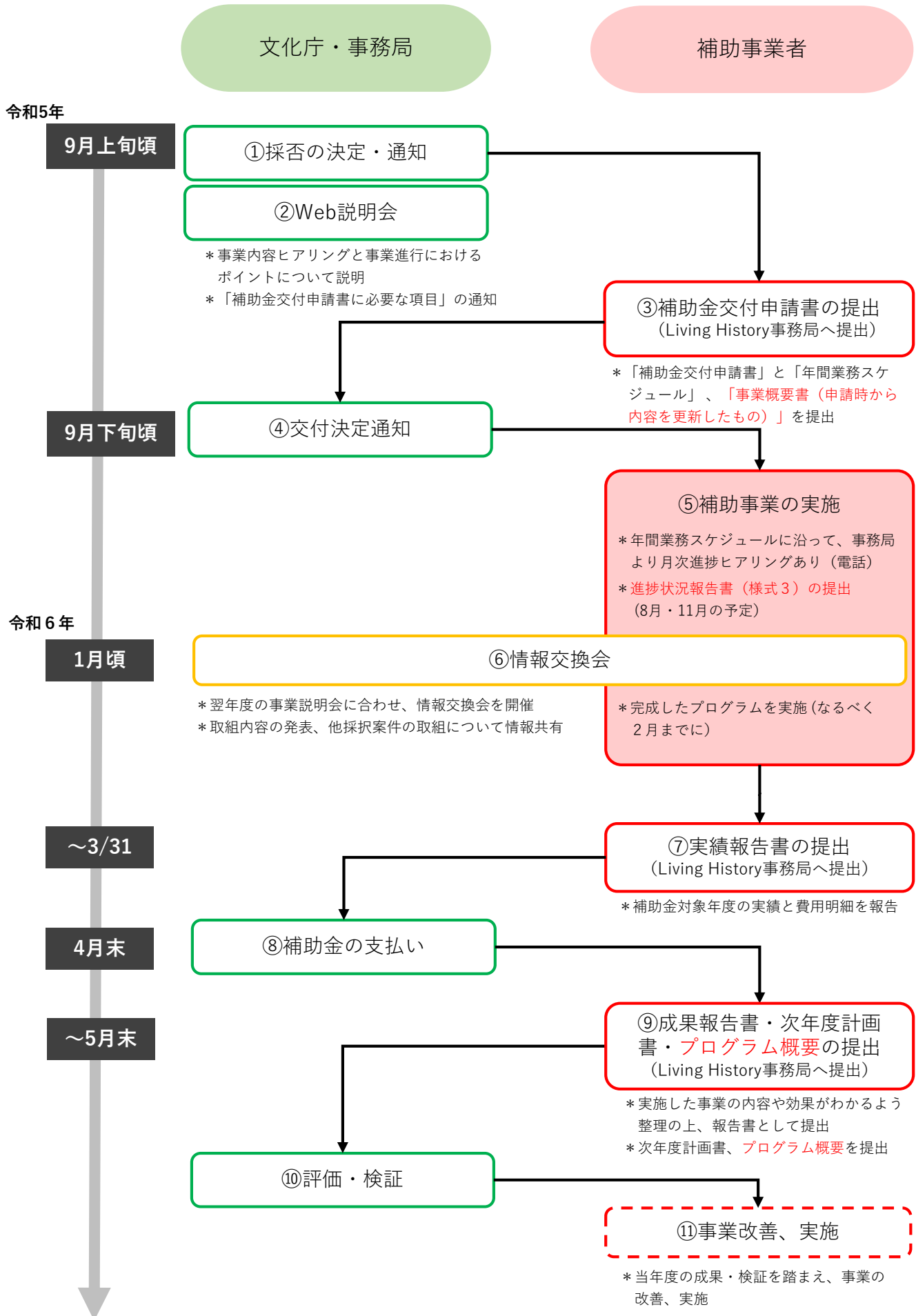
書類名	内容	提出方法	提出期限	提出先
補助金交付申請書	補助金交付申請書は公募の際に作成した「交付要望書」等を元に、文化庁が指摘する項目を付け加え作成します。また、「年間業務スケジュール」、「事業概要書（申請時から内容を更新したもの）」も併せて提出します。	メール	採択内定通知より1か月以内の指定する日	補助事業者 ↓ Living History 促進事業事務局
進捗状況報告書	申請当初の事業計画に基づき進捗しているか、また、造成するプログラムを持続的に運営していくために必要な項目の達成状況の確認のために提出します。内容に応じて事務局からヒアリングや改善要請を致します。	メール	交付決定後、11月の予定	補助事業者 ↓ Living History 促進事業事務局
実績報告書	補助金の支払いの根拠となる書類。補助金対象年度の実績と費用明細を記入し、必要書類と共に提出します。	メール または 郵送	事業完了後30日以内、または補助対象年度の翌年3月31日（必着）	補助事業者 ↓ Living History 促進事業事務局
成果報告書	実施した事業の内容や効果がわかるよう整理の上、事業内容を示す証拠書類を添付し、最終的な報告書として提出します。	メール (※添付書類については郵送も可)	指標となる数値（入場者数等）が確定次第速やかに提出。 ※補助対象年度の翌年5月が最終期限。	補助事業者 ↓ Living History 促進事業事務局
次年度計画書	当年度の成果を踏まえ、次年度における体験プログラムの展開について計画書を作成します。			
プログラム概要	造成したプログラムを広報するための素材、及び販売に関する情報（新規）をプログラム毎に作成します。 ※様式が確定次第、採択の通知後を目途に共有させていただきます。			

18 交付決定の取り消し

本補助金は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年8月27日法律第179号）及び「同法施行令」（昭和30年9月26日政令第255号）の適用を受けます。本補助事業に応募される申請者においては、下記に御留意ください。

- 補助事業の実施内容が実施計画や交付決定の条件と著しく異なっていると認められる場合、補助事業実施期間中においても、交付決定を取り消す場合があります。
補助事業期間終了後も、会計検査院の検査や文化庁による執行状況調査の対象になるとともに、検査・調査の結果によっては、補助金を国庫に返納させる場合があります。
- 補助金の不正受給等を行った場合、加算金を付して補助金を返納するだけでなく、「芸術活動支援等事業において不正行為等を行った芸術団体等の応募制限について」（平成22年9月16日文化庁長官決定）を準用し、応募制限を行います。

19 採択後のスケジュール

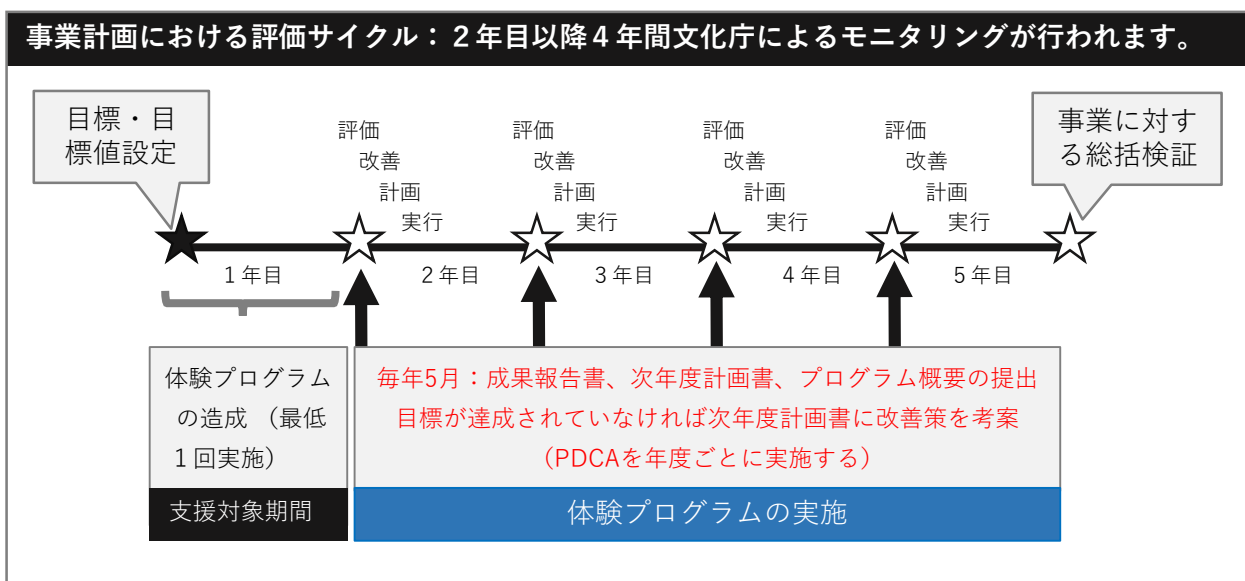


20 事業全体（5年間の）スケジュールと成果の報告

補助事業者が作成する「事業計画」における評価サイクルは下図のとおりです。
補助事業実施期間終了後も、4年間は事業の取組状況と評価を報告してください。

- 毎年翌5月までに「成果報告書（様式4）」「次年度計画書」「プログラム概要」を提出してください。

提出いただいた成果報告書は、必要に応じて改善に必要な対応策等、建設的な助言を行います。
目標未達の場合には、原因を分析し、目標を達成するための改善策を提出するとともに、改善策を実行することとします。



IV 関係法令等

本補助事業に係る以下の法令等を記載していますので、応募に当たっては、事前に必ず熟読してください。

- 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律
- 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（抄）
- 文化芸術基本法（抄）
- 芸術活動支援等事業において不正行為等を行った芸術団体等の応募制限について（平成22年9月16日文化庁長官決定）

○補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年8月27日法律第179号)

第一章 総則

(この法律の目的)

第一条 この法律は、補助金等の交付の申請、決定等に関する事項その他補助金等に係る予算の執行に関する基本的事項を規定することにより、補助金等の交付の不正な申請及び補助金等の不正な使用の防止その他補助金等に係る予算の執行並びに補助金等の交付の決定の適正化を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「補助金等」とは、国が国以外の者に対して交付する次に掲げるものをいう。

- 一 補助金
 - 二 負担金(国際条約に基く分担金を除く。)
 - 三 利子補給金
 - 四 その他相当の反対給付を受けない給付金であつて政令で定めるもの
- 2 この法律において「補助事業等」とは、補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいう。
- 3 この法律において「補助事業者等」とは、補助事業等を行う者をいう。
- 4 この法律において「間接補助金等」とは、次に掲げるものをいう。
- 一 国以外の者が相当の反対給付を受けないで交付する給付金で、補助金等を直接又は間接にその財源の全部又は一部とし、かつ、当該補助金等の交付の目的に従つて交付するもの
 - 二 利子補給金又は利子の軽減を目的とする前号の給付金の交付を受ける者が、その交付の目的に従い、利子を軽減して融通する資金
- 5 この法律において「間接補助事業等」とは、前項第一号の給付金の交付又は同項第二号の資金の融通の対象となる事務又は事業をいう。
- 6 この法律において「間接補助事業者等」とは、間接補助事業等を行う者をいう。
- 7 この法律において「各省各庁」とは、財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第二十一条に規定する各省各庁をいい、「各省各庁の長」とは、同法第二十条第二項に規定する各省各庁の長をいう。

(関係者の責務)

- 第三条 各省各庁の長は、その所掌の補助金等に係る予算の執行に当つては、補助金等が国民から徴収された税金その他の貴重な財源でまかなわれるものであることに特に留意し、補助金等が法令及び予算で定めるところに従つて公正かつ効率的に使用されるように努めなければならない。
- 2 補助事業者等及び間接補助事業者等は、補助金等が国民から徴収された税金その他の貴重な財源でまかなわれるもので

あることに留意し、法令の定及び補助金等の交付の目的又は間接補助金等の交付若しくは融通の目的に従つて誠実に補助事業等又は間接補助事業等を行うように努めなければならない。

(他の法令との関係)

第四条 補助金等に関しては、他の法律又はこれに基く命令若しくはこれを実施するための命令に特別の定のあるものを除くほか、この法律の定めるところによる。

第二章 補助金等の交付の申請及び決定

(補助金等の交付の申請)

第五条 補助金等の交付の申請(契約の申込を含む。以下同じ。)をしようとする者は、政令で定めるところにより、補助事業等の目的及び内容、補助事業等に要する経費その他必要な事項を記載した申請書に各省各庁の長が定める書類を添え、各省各庁の長に対しその定める時期までに提出しなければならない。

(補助金等の交付の決定)

第六条 各省各庁の長は、補助金等の交付の申請があつたときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請に係る補助金等の交付が法令及び予算で定めるところに違反しないかどうか、補助事業等の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤がないかどうか等を調査し、補助金等を交付すべきものと認めたときは、すみやかに補助金等の交付の決定(契約の承諾の決定を含む。以下同じ。)をしなければならない。

2 各省各庁の長は、補助金等の交付の申請が到達してから当該申請に係る補助金等の交付の決定をするまでに通常要すべき標準的な期間(法令により当該各省各庁の長と異なる機関が当該申請の提出先とされている場合は、併せて、当該申請が当該提出先とされている機関の事務所に到達してから当該各省各庁の長に到達するまでに通常要すべき標準的な期間)を定め、かつ、これを公表するよう努めなければならない。

3 各省各庁の長は、第一項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金等の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金等の交付の決定をすることができる。

4 前項の規定により補助金等の交付の申請に係る事項につき修正を加えてその交付の決定をするに当つては、その申請に係る当該補助事業等の遂行を不当に困難とさせないようにしなければならない。

(補助金等の交付の条件)

第七条 各省各庁の長は、補助金等の交付の決定をする場合において、法令及び予算で定める補助金等の交付の目的を達成するため必要があるときは、次に掲げる事項につき条件を附するものとする。

- 一 補助事業等に要する経費の配分の変更(各省各庁の長の定める軽微な変更を除く。)をする場合においては、各省各庁の長の承認を受けるべきこと。

二 補助事業等を行うため締結する契約に関する事項その他補助事業等に要する経費の使用方法に関する事項

三 補助事業等の内容の変更(各省各庁の長の定める軽微な変更を除く。)をする場合においては、各省各庁の長の承認を受けなければならない。

四 補助事業等を中止し、又は廃止する場合においては、各省各庁の長の承認を受けなければならない。

五 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合においては、すみやかに各省各庁の長に報告してその指示を受けなければならない。

2 各省各庁の長は、補助事業等の完了により当該補助事業者等に相当の収益が生ずると認められる場合においては、当該補助金等の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金等の全部又は一部に相当する金額を国に納付すべき旨の条件を附することができる。

3 前二項の規定は、これらの規定に定める条件のほか、各省各庁の長が法令及び予算で定める補助金等の交付の目的を達成するため必要な条件を附することを妨げるものではない。

4 補助金等の交付の決定に附する条件は、公正なものでなければならない。いやくも補助金等の交付の目的を達成するため必要な限度をこえて不当に補助事業者等に対し干渉をするようなものであってはならない。

(決定の通知)

第八条 各省各庁の長は、補助金等の交付の決定をしたときは、すみやかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を補助金等の交付の申請をした者に通知しなければならない。

(申請の取下げ)

第九条 補助金等の交付の申請をした者は、前条の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金等の交付の決定の内容又はこれに附された条件に不服があるときは、各省各庁の長の定める期日までに、申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあつたときは、当該申請に係る補助金等の交付の決定は、なかつたものとみなす。

(事情変更による決定の取消等)

第十条 各省各庁の長は、補助金等の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金等の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに附した条件を変更することができる。ただし、補助事業等のうちすでに経過した期間に係る部分については、この限りでない。

2 各省各庁の長が前項の規定により補助金等の交付の決定を取り消すことができる場合は、天災地変その他補助金等の交付の決定後生じた事情の変更により補助事業等の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合その他政令で定める特に必要な場合に限る。

3 各省各庁の長は、第一項の規定による補助金等の交付の決定の取消により特別に必要となった事務又は事業に対しては、政令で定めるところにより、**補助金等を交付**するものとする。

4 第八条の規定は、第一項の処分をした場合について準用する。

第三章 補助事業等の遂行等

(補助事業等及び間接補助事業等の遂行)

第十一条 補助事業者等は、法令の定及び補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件その他法令に基く各省各庁の長の処分に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業等を行わなければならない。いやくも補助金等の他の用途への使用(利子補給金にあつては、その交付の目的となっている融資又は利子の軽減をしないことにより、補助金等の交付の目的に反してその交付を受けたことになることをいう。以下同じ。)をしてはならない。

2 間接補助事業者等は、法令の定及び間接補助金等の交付又は融通の目的に従い、善良な管理者の注意をもって間接補助事業等を行わなければならない。いやくも間接補助金等の他の用途への使用(利子の軽減を目的とする第二条第四項第一号の給付金にあつては、その交付の目的となっている融資又は利子の軽減をしないことにより間接補助金等の交付の目的に反してその交付を受けたことになることをいい、同項第二号の資金にあつては、その融通の目的に従って使用しないことにより不当に利子の軽減を受けたことになることをいう。以下同じ。)をしてはならない。

(状況報告)

第十二条 補助事業者等は、各省各庁の長の定めるところにより、補助事業等の遂行の状況に関し、各省各庁の長に報告しなければならない。

(補助事業等の遂行等の命令)

第十三条 各省各庁の長は、補助事業者等が提出する報告等により、その者の補助事業等が補助金等の交付の決定の内容又はこれに附した条件に従って遂行されていないと認めるときは、その者に対し、これらに従って当該補助事業等を遂行すべきことを命ずることができる。

2 各省各庁の長は、補助事業者等が前項の命令に違反したときは、その者に対し、当該補助事業等の遂行の一時停止を命ずることができる。

(実績報告)

第十四条 補助事業者等は、各省各庁の長の定めるところにより、補助事業等が完了したとき(補助事業等の廃止の承認を受けたときを含む。)は、補助事業等の成果を記載した補助事業等実績報告書に各省各庁の長の定める書類を添えて各省各庁の長に報告しなければならない。補助金等の交付の決定に係る国の会計年度が終了した場合も、また同様とする。

(補助金等の額の確定等)

第十五条 各省各庁の長は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者等に通知しなければならない。

(是正のための措置)

第十六条 各省各庁の長は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業者等につき、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者等に対して命ずることができる。

2 第十四条の規定は、前項の規定による命令に従って行う補助事業等について準用する。

第四章 補助金等の返還等

(決定の取消)

第十七条 各省各庁の長は、補助事業者等が、補助金等の他の用途への使用をし、その他補助事業等に関して補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件その他法令又はこれに基く各省各庁の長の処分に違反したときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 各省各庁の長は、間接補助事業者等が、間接補助金等の他の用途への使用をし、その他間接補助事業等に関して法令に違反したときは、補助事業者等に対し、当該間接補助金等に係る補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

3 前二項の規定は、補助事業等について交付すべき補助金等の額の確定があつた後においても適用があるものとする。

4 第八条の規定は、第一項又は第二項の規定による取消をした場合について準用する。

(補助金等の返還)

第十八条 各省各庁の長は、補助金等の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消に係る部分に関し、すでに補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

2 各省各庁の長は、補助事業者等に交付すべき補助金等の額を確定した場合において、すでにその額をこえる補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

3 各省各庁の長は、第一項の返還の命令に係る補助金等の交付の決定の取消が前条第二項の規定によるものである場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、政令で定めるところにより、返還の期限を延長し、又は返還の命令の全部若しくは一部を取り消すことができる。

(加算金及び延滞金)

第十九条 補助事業者等は、第十七条第一項の規定又はこれに準ずる他の法律の規定による処分に関し、補助金等の返還を命ぜられたときは、政令で定めるところにより、その命令に係る補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金等の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年十・九五パーセントの割合で計算した加算金を国に納付しなければならない。

2 補助事業者等は、補助金等の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかつたときは、政令で定めるところにより、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年十・九五パーセントの割合で計算した延滞金を国に納付しなければならない。

3 各省各庁の長は、前二項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、政令で定めるところにより、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(他の補助金等の一時停止等)

第二十条 各省各庁の長は、補助事業者等が補助金等の返還を命ぜられ、当該補助金等、加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して、同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺することができる。

(徴収)

第二十一条 各省各庁の長が返還を命じた補助金等又はこれに係る加算金若しくは延滞金は、国税滞納処分の例により、徴収することができる。

2 前項の補助金等又は加算金若しくは延滞金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

第五章 雑則

(理由の提示)

第二十一条の二 各省各庁の長は、補助金等の交付の決定の取消し、補助事業等の遂行若しくは一時停止の命令又は補助事業等の是正のための措置の命令をするときは、当該補助事業者等に対してその理由を示さなければならない。

(財産の処分の制限)

第二十二条 補助事業者等は、補助事業等により取得し、

又は効用の増加した政令で定める財産を、各省各庁の長の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、政令で定める場合は、この限りでない。

(立入検査等)

第二十三条 各省各庁の長は、補助金等に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者等若しくは間接補助事業者等に対して報告をさせ、又は当該職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の要求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(不当干渉等の防止)

第二十四条 補助金等の交付に関する事務その他補助金等に係る予算の執行に関する事務に従事する国又は都道府県の職員は、当該事務を不当に遅延させ、又は補助金等の交付の目的を達成するため必要な限度をこえて不当に補助事業者等若しくは間接補助事業者等に対して干渉してはならない。

(行政手続法の適用除外)

第二十四条の二 補助金等の交付に関する各省各庁の長の処分については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二章及び第三章の規定は、適用しない。

(不服の申出)

第二十五条 補助金等の交付の決定、補助金等の交付の決定の取消、補助金等の返還の命令その他補助金等の交付に関する各省各庁の長の処分に対して不服のある地方公共団体（港務法（昭和二十五年法律第二百十八号）に基く港務局を含む。以下同じ。）は、政令で定めるところにより、各省各庁の長に対して不服を申し出ることができる。

2 各省各庁の長は、前項の規定による不服の申出があつたときは、不服を申し出た者に意見を述べる機会を与えた上、必要な措置をとり、その旨を不服を申し出た者に対して通知しなければならない。

3 前項の措置に不服のある者は、内閣に対して意見を申し出ることができる。

(事務の実施)

第二十六条 各省各庁の長は、政令で定めるところにより、補助金等の交付に関する事務の一部を各省各庁の機関に委任することができる。

2 国は、政令で定めるところにより、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行うこととすることができる。

3 前項の規定により都道府県が行うこととされる事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用除外)

第二十六条の二 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による手続については、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条及び第四条の規定は、適用しない。

(電磁的記録による作成)

第二十六条の三 この法律又はこの法律に基づく命令の規定により作成することとされている申請書等（申請書、書類その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次条において同じ。）については、

当該申請書等に記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして各省各庁の長が定めるものをいう。次条第一項において同じ。)の作成をもって、当該申請書等の作成に代えることができる。この場合において、当該電磁的記録は、当該申請書等とみなす。

(電磁的方法による提出)

第二十六条の四 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による申請書等の提出については、当該申請書等が電磁的記録で作成されている場合には、電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって各省各庁の長が定めるものをいう。次項において同じ。)をもって行うことができる。

2 前項の規定により申請書等の提出が電磁的方法によって行われたときは、当該申請書等の提出を受けるべき者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該提出を受けるべき者に到達したものとみなす。

(適用除外)

第二十七条 他の法律又はこれに基く命令若しくはこれを実施するための命令に基き交付する補助金等に関しては、政令で定めるところにより、この法律の一部を適用しないことができる。

(政令への委任)

第二十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第二十九条 偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受け、又は間接補助金等の交付若しくは融通を受けた者は、五年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項の場合において、情を知って交付又は融通をした者も、また同項と同様とする。

第三十条 第十一条の規定に違反して補助金等の他の用途への使用又は間接補助金等の他の用途への使用をした者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第三十一条 次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

- 一 第十三条第二項の規定による命令に違反した者
 - 二 法令に違反して補助事業等の成果の報告をしなかった者
 - 三 第二十三条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者
- 第三十二条 法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定のあるものを含む。以下この項において同じ。)の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、当該法人又は人に対し各本条の罰金刑を科する。

2 前項の規定により法人でない団体を処罰する場合においては、その代表者又は管理人が訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第三十三条 前条の規定は、国又は地方公共団体には、適用しない。

2 国又は地方公共団体において第二十九条から第三十一条までの違反行為があつたときは、その行為をした各省各庁の長その他の職員又は地方公共団体の長その他の職員に対し、各本条の刑を科する。

附 則 抄

1 この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。ただし、昭和二十九年度分以前の予算により支出された補助金等及びこれに係る間接補助金等に関しては、適用しない。

2 この法律の施行前に補助金等が交付され、又は補助金等の交付の意思が表示されている事務又は事業に関しては、政令でこの法律の特例を設けることができる。

○補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年9月26日政令第255号)(抄)

(補助金等の交付の申請の手続)

第三条 法第五条の申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
- 二 補助事業等の目的及び内容
- 三 補助事業等の経費の配分、経費の使用法、補助事業等の完了の予定日その他補助事業等の遂行に関する計画
- 四 交付を受けようとする補助金等の額及びその算出の基礎
- 五 その他各省各庁の長(略)が定める事項

2 前項の申請書には、次に掲げる事項を記載した書類を添附しなければならない。

- 一 申請者の営む主な事業
- 二 申請者の資産及び負債に関する事項
- 三 補助事業等の経費のうち補助金等によってまかなわれる部分以外の部分の負担者、負担額及び負担方法
- 四 補助事業等の効果
- 五 補助事業等に関して生ずる収入金に関する事項
- 六 その他各省各庁の長が定める事項

3 第一項の申請書若しくは前項の書類に記載すべき事項の一部又は同項の規定による添附書類は、各省各庁の長の定めるところにより、省略することができる。

(事業完了後においても従うべき条件)

第四条 各省各庁の長は、補助金等の交付の目的を達成するため必要がある場合には、その交付の条件として、補助事業等の完了後においても従うべき事項を定めるものとする。

2 略

(事情変更による決定の取消ができる場合)

第五条 法第十条第二項に規定する政令で定める特に必要な場合は、補助事業者等又は間接補助事業者等が補助事業等又は間接補助事業等を遂行するため必要な土地その他の手段を使用することができないこと、補助事業等又は間接補助事業等に要する経費のうち補助金等又は間接補助金等によってまかなわれる部分以外の部分を負担することができないことその他の理由により補助事業等又は間接補助事業等を遂行することができない場合(補助事業者等又は間接補助事業者等の責に帰すべき事情による場合を除く。)とする。

(決定の取消に伴う補助金等の交付)

第六条 法第十条第三項の規定による補助金等は、次に掲げる経費について交付するものとする。

一 補助事業等に係る機械、器具及び仮設物の撤去その他の残務処理に要する経費

二 補助事業等を行うため締結した契約の解除により必要となった賠償金の支払に要する経費

2 前項の補助金等の額の同項各号に掲げる経費の額に対する割合その他その交付については、法第十条第一項の規定による取消に係る補助事業等についての補助金等に準ずるものとする。

(補助事業等の遂行の一時停止)

第七条 各省各庁の長は、法第十三条第二項の規定により補助事業等の遂行の一時停止を命ずる場合においては、補助事業者等が当該補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合させるための措置を各省各庁の長の指定する期日までにとらないときは、法第十七条第一項の規定により当該補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消す旨を、明らかにしなければならない。

(国の会計年度終了の場合における実績報告)

第八条 法第十四条後段の規定による補助事業等実績報告書には、翌年度以降の補助事業等の遂行に関する計画を附記しなければならない。ただし、その計画が当該補助金等の交付の決定の内容となった計画に比して変更がないときは、この限りでない。

(補助金等の返還の期限の延長等)

第九条 法第十八条第三項の規定による補助金等の返還の期限の延長又は返還の命令の全部若しくは一部の取消は、補助事業者等の申請により行うものとする。

2 補助事業者等は、前項の申請をしようとする場合には、申請の内容を記載した書面に、当該補助事業等に係る間接補助金等の交付又は融通の目的を達成するためとつた措置及び当該補助金等の返還を困難とする理由その他参考となるべき事項を記載した書類を添えて、これを各省各庁の長(略)に提出しなければならない。

3 各省各庁の長は、法第十八条第三項の規定により補助金等の返還の期限の延長又は返還の命令の全部若しくは一部の取消をしようとする場合には、財務大臣に協議しなければならない。

4~5 略

(加算金の計算)

第十条 補助事業者が二回以上に分けて交付されている場合における法第十九条第一項の規定の適用については、返還を命ぜられた額に相当する補助金等は、最後の受領の日に受領したものと、当該返還を命ぜられた額がその日に受領した額をこえるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼりそれぞれの受領の日において受領したものとする。

2 法第十九条第一項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、補助事業者等の納付した金額が返還を命ぜられた補助金等の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた補助金等の額に充てられたものとする。

(延滞金の計算)

第十一条 法第十九条第二項の規定により延滞金を納付しなければならない場合において、返還を命ぜられた補助金等の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(加算金又は延滞金の免除)

第十二条 第九条の規定は、法第十九条第三項の規定による加算金又は延滞金の全部又は一部の免除について準用する。この場合において、第九条第二項中「当該補助事業等に係る間接補助金等の交付又は融通の目的を達成するため」とあるのは、「当該補助金等の返還を遅延させないため」と読み替えるものとする。

(処分を制限する財産)

第十三条 法第二十二条に規定する政令で定める財産は、次に掲げるものとする。

- 一 不動産
- 二 船舶、航空機、浮標、浮さん橋及び浮ドック
- 三 前二号に掲げるものの従物
- 四 機械及び重要な器具で、各省各庁の長が定めるもの
- 五 その他各省各庁の長が補助金等の交付の目的を達成するため特に必要があると認めて定めるもの

(財産の処分の制限を適用しない場合)

第十四条 法第二十二条ただし書に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 補助事業者等が法第七条第二項の規定による条件に基づき補助金等の全部に相当する金額を国に納付した場合
 - 二 補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して各省各庁の長が定める期間を経過した場合
- 2 第九条第三項から第五項までの規定は、前項第二号の期間を定める場合について準用する。

(不服の申出の手続)

第十五条 法第二十五条第一項の規定により不服を申し出ようとする者は、当該不服の申出に係る処分の通知を受けた日(処分について通知がない場合においては、処分があつたことを知った日)から三十日以内に、当該処分の内容、処分を受けた年月日及び不服の理由を記載した不服申出書に参考となるべき書類を添えて、これを当該処分をした各省各庁の長(法第二十六条第一項の規定により当該処分を委任された機関があるときは当該機関とし、同条第二項の規定により当該処分を行うこととなった都道府県の知事又は教育委員会があるときは当該知事又は教育委員会とする。以下この条において同じ。)に提出しなければならない。

2 各省各庁の長は、通信、交通その他の状況により前項の期間内に不服を申し出なかつたことについてやむを得ない理由があると認める者については、当該期間を延長することができる。

3 各省各庁の長は、第一項の不服の申出があつた場合において、その申出の方式又は手続に不備があるときは、相当と認められる期間を指定して、その補正をさせることができる。

○文化芸術基本法(平成13年法律第148号)(抄)

(伝統芸能の継承及び発展)

第十条 国は、雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能(以下「伝統芸能」という。)の継承及び発展を図るため、伝統芸能の公演、これらに用いられた物品の保存等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(生活文化の振興並びに国民娯楽及び出版物等の普及)

第十二条 国は、生活文化(茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化をいう。)の振興を図るとともに、国民娯楽(囲碁、将棋その他の国民的娯楽をいう。)並びに出版物及びレコード等の普及を図るため、これらに関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化財等の保存及び活用)

第十三条 国は、有形及び無形の文化財並びにその保存技術(以下「文化財等」という。)の保存及び活用を図るため、文化財等に関し、修復、防災対策、公開等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における文化芸術の振興等)

第十四条 国は、各地域における文化芸術の振興及びこれを通じた地域の振興を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示、芸術祭等への支援、地域固有の伝統芸能及び民俗芸能(地域の人々によって行われる民俗的な芸能をいう。)に関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

○芸術活動支援等事業において不正行為等を行った芸術団体等の応募制限について(平成22年9月16日文化庁長官決定)

文化庁が芸術活動への支援等のために公募により行う事業について、芸術団体等による支援金等の不正受給等があつた場合、下記のとおり応募制限を行う。



記

(1)虚偽の申請や報告による支援金等の不正な受給、支援金等の他の事業・用途への流用、私的流用:応募制限期間4～5年

(2)調査に応じない、調査に必要な書類の提出に応じない、その他文化庁の調査を妨害したと認められる場合:応募制限期間2～3年

(3)文化庁以外の他の機関が行う支援事業において不正行為等を行ったことが判明した場合は、上記(1)、(2)に準じて取り扱う。